

リース業における金融商品会計基準適用に関する 当面の会計上及び監査上の取扱い

平成12年11月14日
日本公認会計士協会

1. はじめに

平成11年1月22日に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、平成12年4月1日以後開始する事業年度から「金融商品に係る会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)が適用されることとなった。また、平成12年1月31日付けで日本公認会計士協会は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」(以下「実務指針」という。)を公表したが、多数の金融資産及び金融負債を保有しているリース業においては、業務内容の特殊性のため、一般事業会社への適用を前提に作成した実務指針をそのまま適用することが適切でないケースも認められるところである。そのため、いくつかの項目について業種固有の処理を別途検討することを実務指針でも明らかにしている。

特に、リース業においてはリース取引について、リース料収入は調達金利に一定のスプレッドを加えた長期固定料率であるが、資金調達は現状においては短期変動金利で行っており、両者の金利構造にミスマッチが生じるため、その一部を埋めるために包括的なヘッジ取引を行っている場合が多い。そこで、このような包括的なヘッジ取引の処理方法について検討する必要がある。また、割賦債権等に係る貸倒見積高の算定に関する取扱い及び割賦販売取引の取扱いについても、業種特有の取引慣行等を考慮し、特定業種に係る会計処理として別途検討する必要がある。

本報告は、リース業におけるこれらの事項について、金融商品会計基準を適用する場合の当面の会計上及び監査上の取扱いを明らかにしたものである。

なお、本報告で対象としているリース業とは、リース取引を主たる営業目的としているリース会社を意味している。

2. リース業における負債の包括ヘッジの取扱い

(1) リース業における負債の包括ヘッジの必要性

リース業においては、リース料収入は長期固定料率であるが、同量の長期固定資金を調達することは現状の金融市場においては困難なため、結果的に短期変動金利による調達が中心となっている。そのため両者の金利構造にミスマッチが生じ、その一部に対して、負債(借入金・社債・CP等)から発生するキャッシュ・フロー変動リスクを総体として削減するヘッジ・オペレーション(以下「負債の包括ヘッジ」という。)を大規模に行っている。

この場合の負債は、リース契約に応じて発生するため、多数の契約となり、これら

を個別にヘッジすることは実務上、困難かつ合理的でない。

(2) 負債の包括ヘッジに係る監査上の取扱い

リース会社が平成12年4月1日以後開始する最初の事業年度末までに行ったヘッジ取引契約(ただし、最長契約期間10年以内のものに限る。)について、後述(3)に掲げる会計処理を負債の包括ヘッジに係る繰延ヘッジ会計手法として採用した場合には、後述(4)に掲げる要件を充足していることを条件として、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとする。

上述の事業年度末までに行ったヘッジ取引契約に限り、負債の包括ヘッジに係る繰延ヘッジ会計手法を容認する理由は、次のとおりである。

ヘッジ手段であるデリバティブ取引のうち、現にリース業が行っているヘッジ取引契約は、従来の会計基準を前提に契約しているため、実務指針第152項の求める包括ヘッジの要件を必ずしも満たしているとは認めがたい。しかしながら、これについて金融商品会計基準に従ってすべてを時価評価し、評価差額を当期の損益に計上することになると、ヘッジ目的で取り組んでいるデリバティブ取引について、そのリスクの減殺効果が財務諸表に適切に反映されず、リース業の損益を著しく歪める結果となる。

リース業の基本業務であるリース取引は、リース会計基準によって所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができるとされており、リース業においては賃貸借処理が広く一般に採用されている。この場合において、オンバランスされているリース資産(固定資産)は金融商品会計基準の対象外であり、かつ未経過リース債権はオフバランスであるため、両者ともヘッジ対象としては適格でない。したがって、リース業では銀行業等が採用している、いわゆるマクロヘッジを採用することができない。

包括ヘッジの原則的要件を満たすように負債のポートフォリオを組成し、それに応じて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の契約を見直すためには、相当の時間が必要である。

なお、リース会社では、ヘッジ対象とヘッジ手段の関係において個別性の強い取引については実務指針に定める原則的な個別ヘッジを行うケースも考えられる。この場合には、個別ヘッジを行うか、包括ヘッジを行うかは対象取引の開始時点で判断を行い、以後入替を行うことはできない。

(3) 負債の包括ヘッジに関する暫定的な会計処理

期末処理

ア．未決済のデリバティブ取引は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を「繰延ヘッジ利益」又は「繰延ヘッジ損失」として負債又は資産に計上する。

イ．貸借対照表に計上した未決済のデリバティブ取引は、每期洗い替えるため、翌期初に振戻処理を行う。

期中処理

ア．金利スワップの期中の受払額は、発生基準により損益を認識する。

イ．スワップの解約精算金は、繰延処理を行い、解約したスワップ取引の当初契約期間の残存期間に応じて定額法により償却する。

(4) 前述(3)に掲げた会計処理を適用するための要件

ヘッジ対象となる負債及びそれに対応するリース契約（割賦契約、貸付契約等を含む。）について、ヘッジ手段となるデリバティブ取引の想定元本がヘッジ対象の範囲内に収まっていなければならない。なお、ヘッジ対象に将来発生見込みの予定取引が含まれている場合には、過去の実績等から判断して高い確度で発生するもののみが対象とされなければならない。

これらの事項は、少なくとも半期ごとに検証されなければならない。

取締役会等は、経営戦略に応じたリスク管理方針を明確に定めるとともに、定期的なリスクの状況の報告を受け、適切にモニターし、必要な意思決定を行わなければならない。

また、十分な専門能力を有するリスク管理部門が相互牽制機能を十分発揮できる形で整備されていなければならない。

リスク管理方針のほか、運用手続等が適切に制定され、かつ文書化されていなければならない。

リスク管理方針には、管理すべきリスクの所在、ヘッジ方針、ヘッジ対象の識別方法、リスク管理のための組織・権限規程等が定められていなければならない。

適切なリスクの計測、モニタリング、コントロールを可能とする管理システムを有し、かつその妥当性が定期的に検証されていなければならない。

(5) 会計方針等の注記

本報告によって会計処理を行っている場合には、その概要並びに繰延ヘッジ会計の対象とするデリバティブ取引の種類、契約額、時価及び評価差額を注記により開示する。

(6) 適用要件を満たさなくなった場合の取扱い

前述(4)の適用要件を満たさなくなった場合には、実務指針の定める原則に従って会計処理することになる。

3. 貸倒見積高の算定に関する取扱い

(1) 債権の区分について

リース取引は、取引先に対する経済効果からみれば中・長期的な与信行為である。また、ほとんどのリース会社は貸金業の登録を行っており、一般的な融資も重要な営業項目の一つである。したがって、このような与信業務においては信用リスク管理が極めて重要であり、この点においては、銀行等金融機関と何ら異なるものではない。

実務指針第106項においても、「銀行等金融機関の関係会社でなくても、貸金業（一般事業会社の連結又は持分法適用の子会社又は関連会社を含む。）においては、銀行等金融機関に準じた債権管理が要求されるため、ある程度厳密な債権区分を行わなければならない。」とされている。

したがって、リース業における債権の区分に関しては、一般事業会社よりも厳密な金融機関に準じた信用リスク管理が望まれるところであり、具体的には銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに

貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(以下「4号報告」という。)の考え方を適用することが適当と考えられる。

(2) 貸倒見積高の算定について

貸倒見積高の算定についても、債権の区分と同様、4号報告により銀行等金融機関に準じた方法で算定することが適当と考えられる。

(3) 適用に当たっての留意事項

4号報告における債権の区分及び貸倒見積高の算定は、適切な自己査定を前提としているため、リース会社において同報告を適用する場合には、監査人は自己査定に関する内部統制の整備・運用状況を十分に検討する必要がある。また、リース会社においては比較的少額多量の債権を保有しているため、それらの債権について信用ランクごとに適宜グルーピングし、それらを一括して査定を行っている場合には、グルーピングの範囲と方法の妥当性を十分に吟味する必要がある。

4. 割賦販売取引の取扱い

(1) 割賦販売取引の性格

リース業における割賦販売取引(延払条件付譲渡を含む。以下同じ。)には、販売者としての利益部分(物品販売に伴う売却益をいう。以下同じ。)と金利部分の両方を利益として含むタイプの取引(以下「販売型割賦」という。)と金利のみを利益として含むタイプの取引(以下「金融型割賦」という。)の二つのタイプの取引がある。

(2) リース業における実務慣行

リース業の実務慣行としては、原則、支払期日到来基準や延払基準等の割賦基準により利益を計上していた。ただし、契約上金利部分が明示されているものや、一部の割賦バック取引のように取組内容から金利部分を明確に把握できるものについては、金融取引として利息法等により利益計上するケースもあった。

(3) 販売型割賦の取扱い

販売型割賦について、その具体的な取扱いを示せば以下のとおりである。

販売者としての利益部分に係る会計処理(金利部分に重要性がないため、金利を販売者としての利益に含めて処理する場合を含む。)については、販売者としての利益が実現するのは、通常、販売時点(引渡時点等)であることから、販売基準により利益を一括損益計上する方法が妥当である。すなわち、金利の区分処理を前提にするなら、販売時に現在価値により割賦債権(延払債権を含む。以下同じ。)及び割賦売上高の一括計上を行い、同時に対応する割賦売上原価の計上を行う。その後は、金利部分を後述に従って収益計上することになる。

なお、販売者としての利益部分に重要性がなく、利益の大半を金利部分が占めているような販売型割賦取引については、当該取引を金融型割賦とみなして、販売者としての利益部分を金利部分に含めて処理することができるものとする。

金利部分に係る会計処理については、実務指針第130項によれば、金利部分に重要性がある場合は償却原価法が適用され、利息法又は定額法により金利の期間配分を行うこととされているが、リース会社の業務の相当部分が金融に関連するものであ

ることに鑑み、利息法による期間配分を原則的方法とし、定額法については、当該リース会社の営業取引全体に比べて販売型割賦取引の重要性が低いと判断された場合に、例外的に認められるものとする。

(4) 金融型割賦の取扱い

金融型割賦の会計処理については、その経済実態（金融機能）を適切に財務諸表に反映させるため、貸付取引等の金融取引と同様の処理を適用することが適当と考えられる。すなわち、当初元本相当額として物件購入価額（又は割賦債権の買取価額）により割賦債権の計上を行い、その後の賦払金回収額は、元本部分と金利部分に区分計算して、前者は割賦債権の回収金額として処理し、後者は金利収益として売上計上する。また、金利収益の認識方法としては、販売型割賦における金利部分の期間配分（上述(3) 参照）と同様に処理して、原則、利息法により計上することが適当である。したがって、従来、割賦債権と繰延割賦未実現利益を両建計上し、割賦売上高と割賦売上原価を両建計上していた場合であっても、金融取引としての処理をより明確に財務諸表に反映させるため、両者をそれぞれ相殺し元本相当額を割賦債権に、金利相当額を売上高に計上する方法に変更することが望ましい。

(5) 割賦基準の取扱い

いわゆる割賦基準は、企業会計原則注解（注6）によって、「割賦販売」について「収益の認識を慎重に行うため」容認された処理であるが、ここにおける「割賦基準」は、上述割賦販売取引の分類に照らせば、販売型割賦においてのみ適用されるべきものと考えられる。したがって、販売型割賦の会計処理について、販売者としての利益部分に割賦基準を適用している場合には、企業会計原則注解（注6）の趣旨に照らして、監査上妥当なものと判断した。

一方、金融型割賦及び販売型割賦に含まれる金利部分の処理については、上述(4)に基づき金融取引として処理することが適当と考えられる。しかしながら、会計処理の変更に当たってはシステム対応等の事務処理体制の整備等に相当の時間が必要と考えられることから、当面、従来採用していた会計処理を継続していても監査上妥当なものとして取り扱うことができることとした。

(6) 金融型割賦における強制解約時の処理について

実務指針第119項では「未収利息を不計上とする延滞期間は、延滞の継続により未収利息の回収可能性が損なわれたと判断される程度の期間であり、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当と考えられる。」とされている。また、第301項では、「未収利息について債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても支払を受けていない場合に、未収利息を不計上とする延滞期間は、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当であるとした。これは、債権には、利払いが毎月のように短期的に発生するものから、年に一度しか行われぬものまで様々なものがあるため、その実態に合った未収利息不計上の延滞期間を決定すべきことを明らかにしたものである。」とされている。したがって、通常利払いが毎月のように短期的に発生する金融型割賦においては、6か月以上の延滞で強制解約になった場合には、計上済みの既経過未収利息に相当する部分を償却しなければならない。また、割賦債権と割賦未実現利益を両建計上していた場合は、将来利息に相当する部分を繰延割賦未

実現利益と相殺処理しなければならない。

5. 適用

本報告は、「2. リース業における負債の包括ヘッジの取扱い」を除き、平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

なお、上述2. については、ヘッジ取引のうち平成12年4月1日以後開始する最初の事業年度末までに行ったヘッジ取引契約(ただし、最長契約期間10年以内のものに限る。)に限り適用することができることとする。

以 上